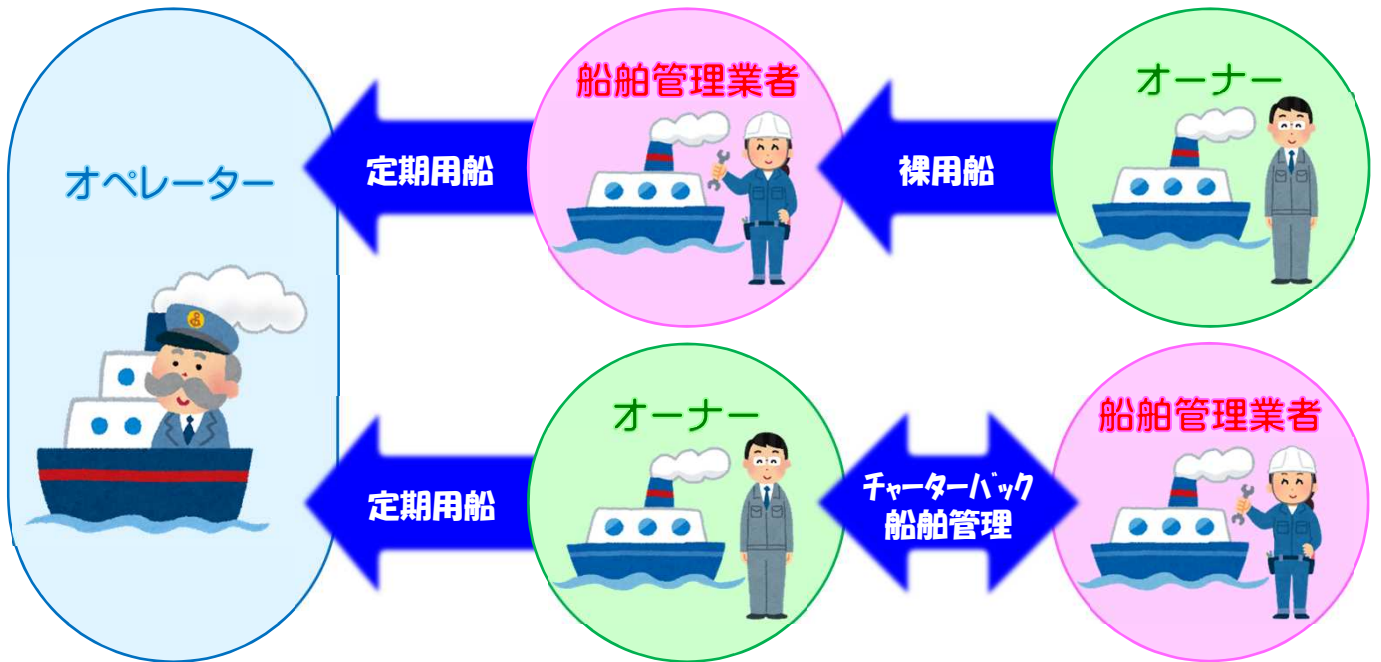


内航海運業法が改正され、令和4年4月1日から 船舶管理業の登録が義務化されます！

船舶管理業とは・・・

委託、用船など契約の種類に関わらず、**他人の所有する船舶に船員を乗り組ませ、当該船舶の点検、整備並びに航海を行う業務をいいます。**



自ら船舶を所有せず、オーナーから裸用船をして船員の配乗等を行っている、旧来のいわゆる「みなし貸渡業者」も、改正内航海運法では「船舶管理業」に該当します。

船舶管理業者の業務とは・・・

船舶管理業者は、**船員を雇用・配乗し、当該船員を通じて船舶の保守管理並びに運航実施管理を行います。**



船員の雇用・配乗しか行わず、自社の雇用船員を他人の指揮・命令の下で業務に従事させることは、違法な労務供給事業に該当します！

※この場合、船員職業安定法に基づく船員派遣業の許可が必要です。

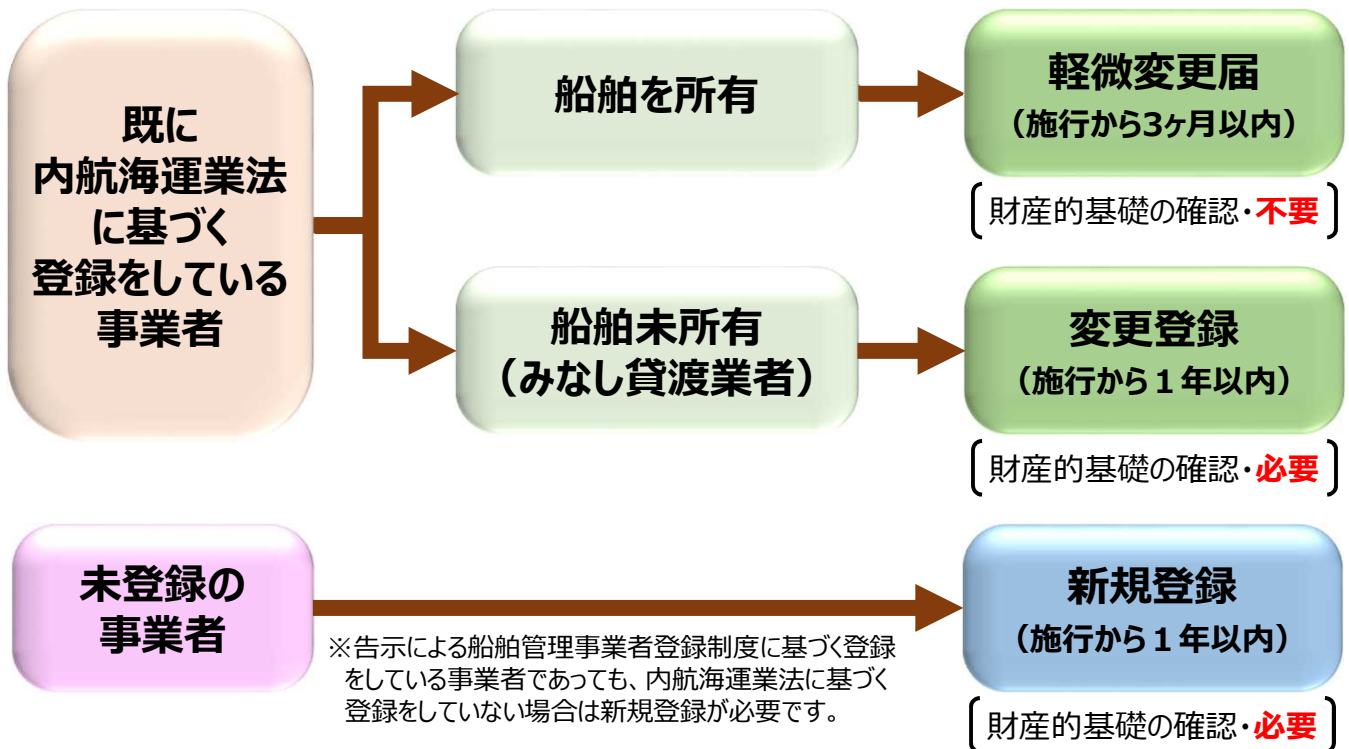


自社の雇用船員を介さずに行う船舶の保守管理（入渠手配や備品購入等）は、第三者に再委託又はオーナーが自ら実施しても差し支えありません。

船舶管理業を営むには内航海運業法に基づく登録手続きが必要です！

必要な手続きは・・・

～改正法の施行前から船舶管理業を営んでいる場合～



改正法の施行後に船舶管理業を営む、又は管理する船舶を変更する場合は、事業開始前又は管理船舶の変更前までに変更登録（又は新規登録）が必要です。

登録基準は・・・

事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準※に適合する財産的基礎を有していること（内航海運業法第2条第2項第3号）

※財産及び損益の状況が良好であること
(内航海運業法施行規則第5条の2)



具体的には、次の2つの要件をいずれも満たす必要があります。

(1) 申請日を含む事業年度の前事業年度において、負債の額が資産の額を超えていないこと

(2) 「支払不能」の状態ではないこと

※「支払不能」とは、破産法の規定に基づく「破産手続開始の決定」をした状態をいいます。

詳しくは、管轄の地方運輸局にお問い合わせ下さい。



この基準は、船舶を所有せず船舶管理業を専業とする事業者にのみ適用されます。船舶を有しているオペレーター又はオーナーが船舶管理業を兼業する場合は、この基準の適用はありません。



国土交通省海事局

Maritime Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism